

自動車用動力伝達技術研究組合  
賛助会員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本組合の賛助会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員とは、技術研究組合法第8条で規定される議決権及び選挙権を有しないものの、本組合の目的に賛同し、本組合より入会の承認を得て、賛助会費（以下「会費」という。）を納入し、賛助会員としての特典を受ける法人をいう。

(賛助会員の資格)

第3条 本組合の賛助会員たる資格を有する者は、日本国内に製造又は研究開発拠点を有し、自動車又は自動車に関連する部品、材料、サービスなどの提供を行う法人とする。

第2章 賛助会員の入会

(入会申請の方法)

第4条 賛助会員として本組合への入会を希望する法人は、本組合が別途定める方法により、入会の申請を行うものとする。

(入会の決定)

第5条 本組合は、賛助会員への入会申請を受領した場合には、速やかに運営委員会にて入会の可否を審査し決するものとする。

(守秘義務)

第6条 賛助会員は、賛助会員の期間中及び退会、除名等理由の如何を問わず賛助会員ではなくなった後においても、本組合の事業に関する事実、資料、情報及び本組合の事業に関して知り得た事実、資料及び情報の一切を秘密として保持し、事前に本組合の書面による同意を得ることなく第三者に開示漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 知得時に公知であるもの
- (2) 知得後に自己の責によらず公知となったもの
- (3) 知得時に既に保有していたことが書面により明らかなもの

- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課せられることなく適法に知得したもの

### 第3章 賛助会員の会費

(会費)

第7条 賛助会員は、資本金の金額に応じて、以下の会費を本組合の事業年度ごとに納入しなければならない。

資本金 3億円未満 : 会費 50万円 (不課税)

3億円以上 : 会費 150万円 (不課税)

- 2 本組合の事業年度開始後に入会する場合には、入会と同時に当該年度の会費を納入するものとする。

### 第4章 賛助会員の退会および除名

(退会)

第8条 賛助会員は、退会しようとするときは、書面によって本組合に届け出ることにより退会することができる。

- 2 賛助会員は、第3条に規定される賛助会員たる資格を失った場合には、当該年度末をもって退会するものとする。

(除名)

第9条 本組合は、賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合には何らの催告を要することなく、当該賛助会員を除名することができる。

- (1) 本組合の事業を妨げ又は妨げようとしたとき
- (2) 会費の納入を怠ったとき
- (3) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をしたとき
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をしたとき
- (5) 公序良俗に反する行為をしたとき
- (6) 賛助会員、賛助会員の役員又はその経営に関与する者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）であったとき
- (7) 賛助会員、賛助会員の役員又はその経営に関与する者が、反社会的勢力に利益若しくは便宜を供与し、又は反社会的勢力との間で社会的に非難される関係にあったとき

- 2 前項各号の事由に基づき除名された法人は、除名に関して本組合に対して一切の損害の賠償を求めることはできないものとし、本組合は、除名された法人に対して現実に発生

し又は合理的に発生しうる本組合の損害の賠償を求めることができる。

(退会又は除名に伴う会費の不返還)

第10条 賛助会員が、事業年度中に退会し又は除名された場合であっても、当該事業年度における会費の支払義務は免れないものとし、既に納入された会費は、退会又は除名にあたり、返還しないものとする。

## 第5章 賛助会員の権利

(特典)

第11条 賛助会員は、以下の権利を受けることができる。

- (1) 本組合の研究フォーラムへの出席
- (2) 本組合の研究成果報告書の購入
- (3) 別途設立する共同研究企業への応募資格(参加可否及び参加条件については運営委員会の審議に基づき決定する。)
- (4) 次年度研究テーマの提案(研究テーマとして採用されるかについては運営委員会の審議に基づき決定する)
- (5) その他、本組合が指定する特典

2 本組合は、前項に定める権利の内容について、いつにても変更することができる。

(その他)

第12条 賛助会員についてこの規程に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

2019年 4月 1日 制 定